

環境委員会資料

令和6年8月29日

【議案第118号】

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の概要

環 境 局

1 経緯

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手順のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

※国のアナログ規制見直しのイメージ（令和5年6月法改正）

「書面掲示」規制（標識、利用料金等の掲示）

【現行】

事業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネットによる閲覧を可能に



利用者保護や利便性、デジタルデバイスへの配慮の観点から、書面による掲示も維持



（地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】（デジタル庁）より抜粋）

※アナログ規制とは、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による省力化・合理化等を妨げる規制を指し、下記のとおり項目出されています。

規制項目	内容
目視	現地に赴き目視での検査等を求める規制
実地監査	現地に赴き書類・建物等の確認を求める規制
定期検査・点検	一定の頻度での検査・測定等を求める規制
常駐・専任	現場への常駐や、専ら従事することを求める規制
対面講習	国家資格等の講習の対面での受講を求める規制
書面掲示	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制
往訪閲覧・縦覧	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制
FD（フロッピーディスク）等記録媒体の指定	届出・手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制

2 本市における対応

国の取組状況を踏まえ、本市においてアナログ規制の見直しを実施することから、関係条例の整備を行うため、本条例を制定いたします。

関係条例

川崎市公告式条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

川崎市都市公園条例

川崎市屋外広告物条例

併せて、下記の5つの関係規則についても改正を行います。

（参考）関係規則

川崎市公報発行規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

川崎市身体障害者福祉法施行細則

なお、新たな技術の導入が必要な見直しや、小規模事業者に新たな負担を求め見直しについては、今回改正は行わず、技術の普及状況や費用対効果、近隣他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を行うこととしています。

※関係条例の施行期日：

公布の日から施行。ただし「川崎市公告式条例」については規則で定める日。

アナログ規制見直しに係る条例等の改正に係る パブリックコメントの実施結果について

1 経過

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手続のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

これを踏まえ、本市におけるアナログ規制見直しに係る条例等の改正を行うため、市民の皆様から広く御意見を募集しました。その結果、2通3件の御意見をいただきましたので、意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 意見の募集期間 | 令和6年6月3日（月）から7月2日（火）まで |
| (2) 意見の提出方法 | 意見提出フォーム、郵送、FAX、持参 |
| (3) 募集の周知方法 | 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ、
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、市民館、図書館（分館含む）、
総務企画局デジタル化施策推進室にて資料閲覧 |

3 結果の概要

- | | |
|-----------|----|
| (1) 意見提出数 | 2通 |
| (2) 意見数 | 3件 |

4 意見の内容と対応

(1) 対応区分

- | | |
|---|--|
| A | 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの |
| B | 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの |
| C | 今後の取組を進めていく上で参考とするもの |
| D | 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの |
| E | その他 |

(2) 意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
ア アナログ規制見直し全般に関すること		3				3
イ 個別条例の改正内容に関すること	なし					
ウ その他	なし					
合計		3				3

(3) 各意見の内容

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	良い取組だと考える。これからも、取組を進めていただければと思う。	市としても、デジタル技術を活用しながらさらなる行政サービスの利便性向上や業務効率化を図ることが必要と考えており、国・近隣他都市の状況や技術の普及状況、費用対効果等を踏まえながら、引き続きこうした規制の見直しに取り組んでまいります。	B
2	今回改正する条例に限らず、他にも様々な規制があると思うので、これからも見直しを進めてもらいたいと思う。		B
3	紙媒体を指定する規制を改めるのは良いことだと思う。	紙媒体については、書面での掲示に限っていたものをインターネットでも閲覧できるよう見直しを行うことなどにより、利便性が向上すると考えており、引き続きこうした規制の見直しに取り組んでまいります。	B

(4) 意見に対する市の考え方

御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただき、原案のとおり条例・規則改正の手続きを進めていきます。

5 今後の予定

令和6年 9月 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例議案の提出

令和6年10月 同条例制定

アナログ規制見直しに伴う関係規則の改正

改正後	改正前
<p>○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号 (営業所の設置等)</p> <p>第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>	<p>○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号 (営業所の設置等)</p> <p>第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に専属の浄化槽管理士を置かなければならない。</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p>3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (駐車場等管理者の責務)</p> <p>第103条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第102条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面</u>、<u>ディスプレイ</u>その他の適切な手段により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) その他規則で定める施設</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (駐車場等管理者の責務)</p> <p>第103条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第102条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面等</u>により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) その他規則で定める施設</p>